令和６年２月１９日

　各地域密着型サービス事業者代表者　様

旭川市福祉保険部指導監査課長

令和６年度認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数を２年に１回とする申請の取扱いについて

　このことについては，「北海道地域密着型サービス外部評価実施要綱」に基づき，原則，少なくとも年１回は実施することとされているところですが，一定の要件を満たす事業者については，事業者からの申出により，２年に１回とすることが認められているところであり，当該年の実施免除にあたっては，市町村長（保険者）が発行する同意書等を添付し，北海道へ申請することが必要です。

　今般，北海道より令和６年度の当該申出の取扱い及び提出期限等について連絡がありましたので，貴事業所において一定の要件を満たし，令和６年度の外部評価を実施しないこととしたい場合には，次により申請手続を行ってください。

　なお，運営推進会議を活用した評価を実施した事業所については，当該取扱いの対象となりませんので申請は不要です。

記

１　外部評価の実施回数を２年に１回とできる要件等の取扱い

⑴　提出期限について

通常各年の４月１５日までとなっております。

⑵　「運営推進会議が過去１年間に６回以上開催されていること」の要件の適用について

　　　令和５年４月及び５月に実施した運営推進会議については，臨時的な取扱が終了する以前であり，柔軟に取り扱うとされていることから，感染症拡大防止のため，運営推進会議を中止等を行った場合等については，各市町村において，本要件を満たさないやむを得ない理由及び外部評価の実施回数を２年に１回としても支障がないことを判断し，外部評価の実施回数を２年に１回とする申請を行う際，当該判断を行った旨の市町村意見書の提出があった場合，本要件に該当しているものとして取り扱います。

⑶　「運営推進会議に，事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること」の要件の適用について

　　　市町村の職員又は地域包括支援センターの職員の運営推進会議への出席は，やむを得ない事由がある場合であっても，必要回数（６回）の２分の１以上**（３回）**出席していることを要するものとされているが，⑵と同様に，本要件を満たさないやむを得ない理由がある場合については，当該理由及び外部評価の実施回数を２年に１回としても支障が無いことを判断し，外部評価の実施回数を２年に１回とする申請を行う際，当該判断を行った旨の市町村意見書の提出があった場合，本要件に該当しているものとして取り扱います。

２　同意書及び意見書の交付申請について

　⑴　申請先　　〒０７０－８５２５　旭川市7条通９丁目　旭川市役所総合庁舎４階

　　　　　　　　旭川市福祉保険部指導監査課

⑵　提出書類

　　ア　（参考様式）地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る同意書の交付について

　　　　外部評価及び運営推進会議の実施状況等を記載し，⑶の提出期限までに提出してください。

　　イ　運営推進会議の書面開催等に係る申出書

　１⑵又は⑶のやむを得ない理由がある場合は，当該申出書に運営推進会議の開催状況等を記載してください。

　また，書面開催を行った場合についても提出してください。

（ホームページ掲載箇所）

　ホーム＞事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞高齢者・介護保険

＞申請・届出＞地域密着型サービスの運営推進会議等及び外部評価

　⑶　提出期限

　　　令和６年３月１５日（金）必着

３　北海道への申請について（２年に１回とする旨の申請）

⑴　申請先　　〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西６丁目

　　　　　　　　北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課事業運営係

⑵　提出書類

　　ア　地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る申請書（様式１）

　　イ　地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る同意について（様式２）

　　ウ　実施要綱第３第２項⑶又は⑷に定める要件を満たさない場合の「意見書」

⑶　提出期限

　　　令和６年４月１５日（月）

前年度と比較し，提出期限が異なっておりますので御注意ください。

４　様式等掲載ＵＲＬ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/142376.html>

※昨年度と掲載ページが異なりますので，御注意ください。

（担当）

旭川市福祉保険部指導監査課

電話0166-25-9849